

# 令和7年度版 すぎなみの介護保険

(令和6年度実績)

(令和7年9月)



## 目次

1	杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者	1
2	要介護認定	3
	(1) 要介護・要支援認定の申請	3
	(2) 認定調査	4
	(3) 要介護認定調査従事者研修	4
	(4) 認定審査会及び認定結果	4
3	介護保険サービスの利用	9
	(1) 介護保険負担割合証	9
	(2) サービスに要する経費（保険給付費）	9
	(3) 居宅介護（介護予防）サービスの利用	11
	(4) 施設サービスの利用	14
	(5) 地域密着型サービスの利用	15
	(6) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移	17
4	介護給付適正化	18
5	各種軽減制度及び助成事業	20
	(1) 高額介護（介護予防）サービス費	20
	(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費	21
	(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費	23
	(4) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）減額	24
	(5) 利用者負担額の減免	25
	(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業	25
	(7) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	26
	(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成（区制度）	26
	(9) 家族介護慰労事業	26
	(10) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）	27
6	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	28
	(1) サービス・活動事業	28
	(2) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）	29
7	介護保険料	32
	(1) 第1号被保険者	32
	(2) 第2号被保険者	35
8	介護保険財政	36
9	介護保険運営協議会	39
10	介護保険相談	41
11	介護サービス事業者への支援	42
	(1) 介護サービス従事者研修	42
	(2) ケアマネジャー支援事業	42
	(3) NPO等介護保険事業者資金貸付	43

(4) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業 .....	43
(5) 就職面接会・相談会 .....	44
(6) 介護職員初任者研修受講料助成事業 .....	44
12 地域密着型サービス事業者の指定 .....	45
13 介護サービス事業者の指導 .....	46
(1) 運営指導の状況 .....	46
(2) 集団指導 .....	46
14 広報普及活動 .....	47
15 介護保険制度のあゆみ .....	48
令和7年度杉並区保健福祉部組織(介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載)	49

# 1 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者

介護保険の被保険者は、杉並区に住民登録をしている65歳以上の「第1号被保険者」と40歳以上65歳未満の医療保険加入者である「第2号被保険者」に区分されます。

また、住所地特例により、杉並区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

※ 住所地特例とは、杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方が、住所移転後も元の住所地である杉並区が引き続き介護保険の保険者となる特例制度です。対象施設は以下のとおりです。

- i 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
  - ii 介護老人保健施設
  - iii 介護医療院
  - iv 有料老人ホーム
  - v 養護老人ホーム
  - vi 軽費老人ホーム（ケアハウス）
  - vii サービス付高齢者向け住宅
- （下記の2つに限る）

①特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合②有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合

※ i、iv、viiの内、地域密着型サービスの施設（定員29人以下）は、住所地特例施設の対象外です。

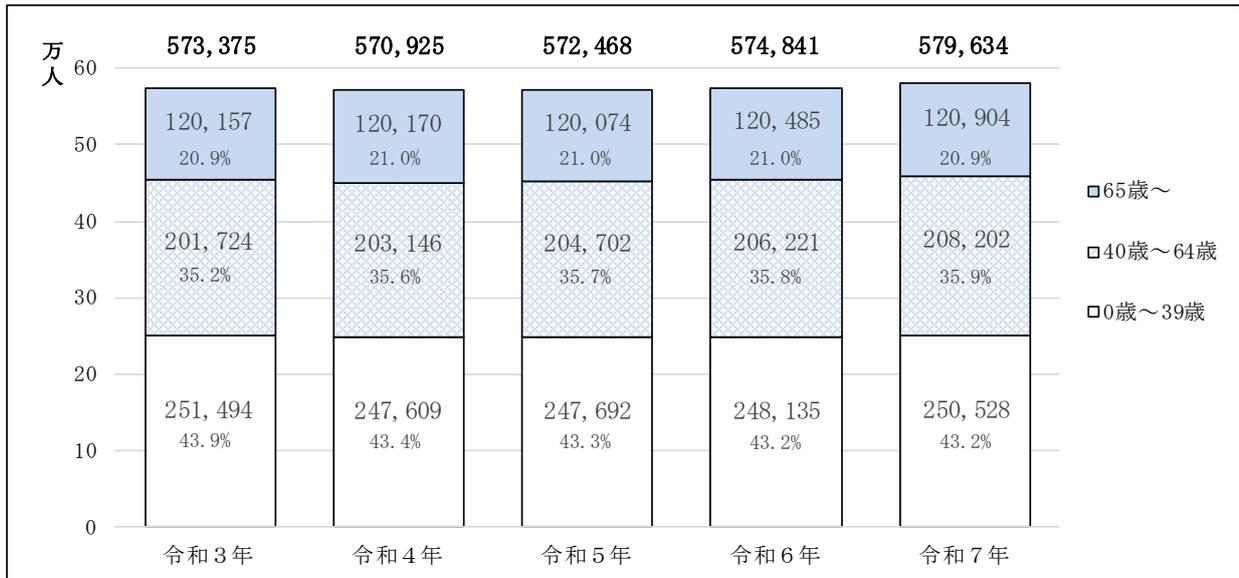
## 【杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者の状況】

区 分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総人口（人）	男	275,009	273,778	274,950	276,335	278,960
	女	298,366	297,147	297,518	298,506	300,674
	計	573,375	570,925	572,468	574,841	579,634
第2号被保険者（人） （40歳以上64歳以下）	男	99,821	100,573	101,423	102,052	103,071
	女	101,903	102,573	103,279	104,169	105,131
	計	201,724	203,146	204,702	206,221	208,202
高齢者（人） （65歳以上）	男	50,491	50,546	50,633	50,934	51,212
	女	69,666	69,624	69,441	69,551	69,692
	計	120,157	120,170	120,074	120,485	120,904
高齢化率（％）	男	18.36%	18.46%	18.42%	18.43%	18.36%
	女	23.35%	23.43%	23.34%	23.3%	23.18%
	計	20.96%	21.05%	20.97%	20.96%	20.86%
前期高齢者（人） （65歳以上74歳以下）	男	26,705	26,230	25,113	24,651	24,346
	女	29,457	28,944	27,684	26,902	26,341
	計	56,162	55,174	52,797	51,553	50,687
後期高齢者（人） （75歳以上）	男	23,786	24,316	25,520	26,283	26,866
	女	40,209	40,680	41,757	42,649	43,351
	計	63,995	64,996	67,277	68,932	70,217
第1号被保険者数（人）		121,310	121,293	121,180	121,611	121,961
第1号被保険者世帯数		90,254	90,216	90,234	90,660	91,005

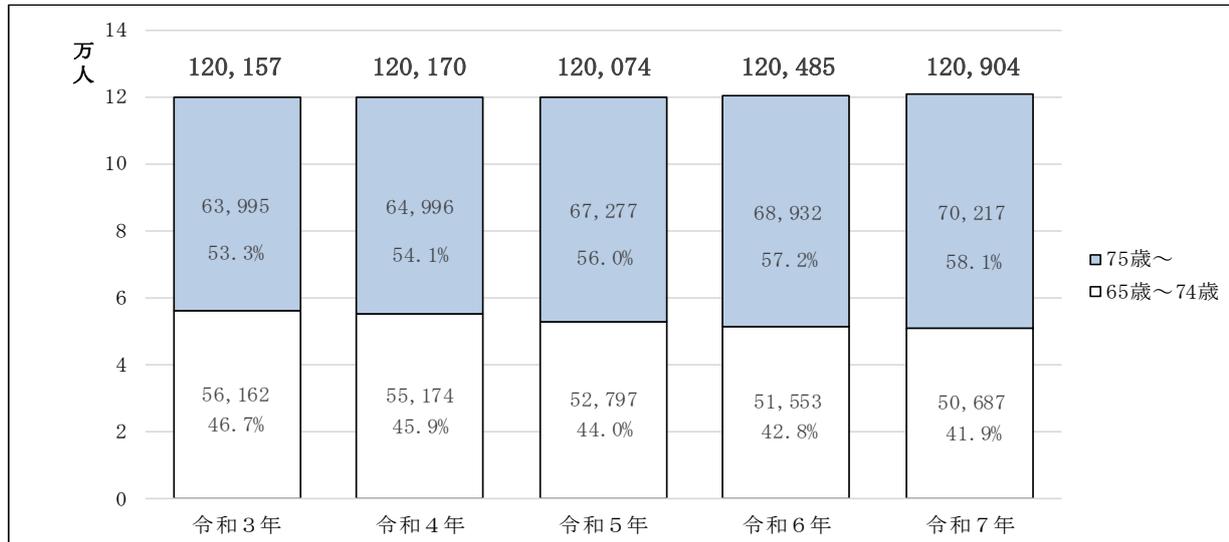
※ 人口は住民基本台帳の数値で、各年4月1日現在数です。

※ 第1号被保険者数と第1号被保険者世帯数は、住所地特例被保険者を含む各年3月31日現在の数です。

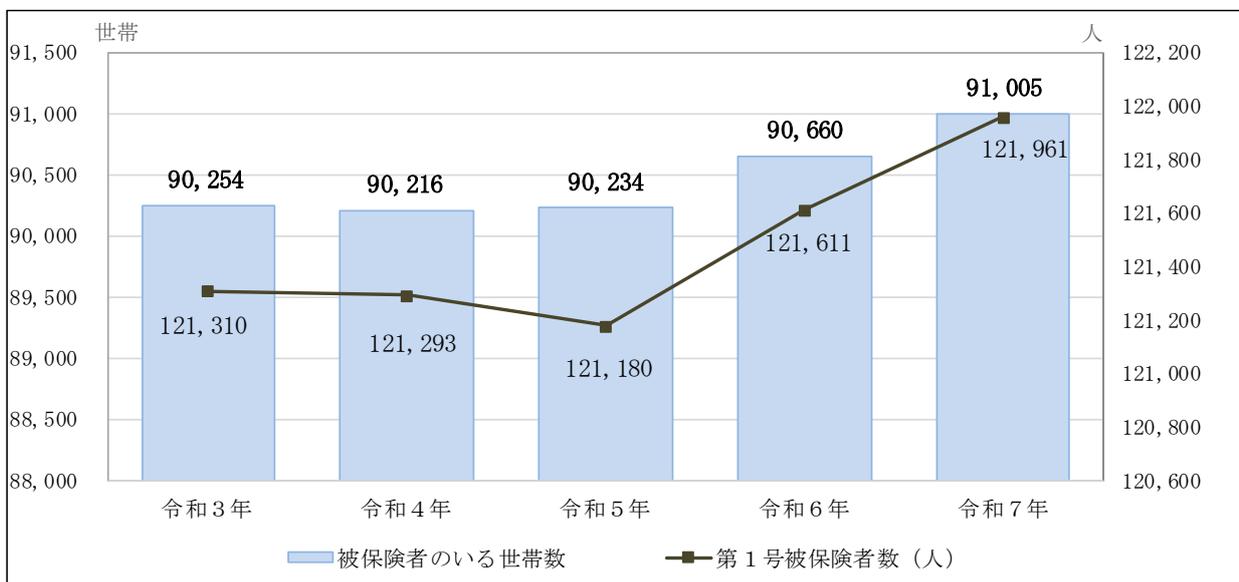
### 【杉並区の人口と年齢区分別割合】



### 【高齢者の割合】



### 【第1号被保険者と世帯数】



## 2 要介護認定

### (1) 要介護・要支援認定の申請

区役所（介護保険課）・地域包括支援センター（ケア 24）で申請を受け付けます。

#### 【申請件数と認定審査会開催の状況】

（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定申請件数	23,258	22,825	25,728	24,531	21,102
新規	7,024	7,653	7,551	7,897	8,327
転入	259	253	262	303	296
更新	13,613	12,212	15,096	13,751	9,581
区分変更	2,362	2,707	2,819	2,580	2,898
審査会開催回数	453	484	533	645	636

※ 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして認定有効期間を12か月延長する特例措置を実施したことに伴い、令和2年度～令和4年度の審査会開催回数が大幅に減少しました。

#### 【令和6年度月別認定申請件数の内訳】

（単位：件）

区分	新規	転入	更新	区分変更	合計
4月	720	14	731	270	1,735
5月	718	27	891	216	1,852
6月	670	31	838	203	1,742
7月	716	27	922	227	1,892
8月	677	20	802	246	1,745
9月	648	21	844	254	1,767
10月	736	39	833	246	1,854
11月	690	22	715	233	1,660
12月	615	22	839	239	1,715
1月	726	27	842	265	1,860
2月	688	25	660	256	1,629
3月	723	21	664	243	1,651
合計	8,327	296	9,581	2,898	21,102

## (2) 認定調査

区の職員または区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

### 【事業所別調査件数の状況】

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 役 所	1,813	1,726	1,578	2,356	2,219
地域包括支援センター	471	507	466	475	192
社会福祉協議会	9,023	10,339	9,819	10,961	10,502
居宅介護支援事業所等	2,706	3,405	4,892	9,142	7,475
合 計	14,013	15,977	16,755	22,934	20,388

※ 3月末日までに調査票を受理した件数です。

※ 令和2年3月から開始した新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして認定有効期間を12か月延長する特例措置を実施したことに伴い、令和2年度～令和4年度の認定調査件数が大幅に減少しました。

## (3) 要介護認定調査従事者研修

公平・公正かつ適切な要介護認定調査を実施するため、調査員に対する新任研修及び現任研修を行っています。

### 【令和6年度開催実績】

研 修 名	回 数	参加人数合計	備 考
新任研修	4回	28人	4月、7月、9月、12月開催
現任研修	1回	57人	11月開催

## (4) 認定審査会及び認定結果

要介護・要支援の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。

判定の結果、要支援1・2、要介護1～5、非該当の要介護状態区分の認定がなされません。

### 【令和6年度認定審査会委員数】

(単位：人)

区 分	医 療	保 健	福 祉	合 計
委員数	69	41	52	162

※ 委員数は、杉並区介護保険条例第6条で200人以内と定められています。

【認定結果内訳】

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
居 宅	非該当	190	256	249	281	235
	要支援1	2,534	3,008	2,707	3,871	3,285
	要支援2	1,056	1,155	1,163	2,003	1,683
	要介護1	2,714	3,014	2,898	4,712	3,647
	要介護2	1,202	1,310	1,262	2,299	1,636
	要介護3	740	771	797	1,337	1,023
	要介護4	475	604	625	909	675
	要介護5	363	360	419	651	408
	小 計	9,274	10,478	10,120	16,063	12,592
施 設	非該当	28	39	29	33	24
	要支援1	271	338	314	368	366
	要支援2	160	184	150	276	400
	要介護1	626	742	720	932	859
	要介護2	660	663	733	875	971
	要介護3	815	872	980	1,126	1,257
	要介護4	1,309	1,510	1,581	1,769	2,130
	要介護5	1,113	1,182	1,364	1,530	1,785
	小 計	4,982	5,530	5,871	6,909	7,792
合 計	非該当	218(0)	295(0)	278(0)	314(0)	259
	要支援1	2,805(1,780)	3,346(776)	3,021(905)	4,239(7)	3,651
	要支援2	1,216(732)	1,339(372)	1,313(451)	2,279(4)	2,083
	要介護1	3,340(2,248)	3,756(1,749)	3,618(2,137)	5,644(57)	4,506
	要介護2	1,862(1,059)	1,973(755)	1,995(1,095)	3,174(52)	2,607
	要介護3	1,555(956)	1,643(801)	1,777(1,023)	2,463(209)	2,280
	要介護4	1,784(1,159)	2,114(1,067)	2,206(1,327)	2,678(516)	2,805
	要介護5	1,476(868)	1,542(727)	1,783(905)	2,181(392)	2,193
		14,256 (8,802)	16,008 (6,247)	15,991 (7,843)	22,972 (1,237)	20,384

※ 各年度、審査会における判定件数の合計です。

※ ( ) 内は、令和2年3月から開始した新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、審査判定を行わずに認定有効期間を12か月延長する特例措置を実施した件数です(外数)。この特例措置を実施したことに伴い、令和2年度～令和4年度の審査会判定件数が大幅に減少しました。

※ 「居宅」、「施設」の区分は、認定審査時に行います。

※ 申請の取下げや転入者は審査会に付議しない等の理由により、認定申請時と判定時の件数は一致しません。

【要介護・要支援認定者数の状況】

(単位：人)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1号被保険者	要支援	7,268	7,195	7,066	7,554	7,794
	要介護	17,731	18,018	17,978	17,948	18,065
	計	24,999	25,213	25,044	25,502	25,859
第2号被保険者	要支援	92	96	103	124	136
	要介護	415	410	424	432	452
	計	507	506	527	556	588
合 計	要支援	7,360	7,291	7,169	7,678	7,930
	要介護	18,146	18,428	18,402	18,380	18,517
	計	25,506	25,719	25,571	26,058	26,447

※ 各年度3月末日現在の数値です。

【令和6年度第1号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人)

年 齢	被保険者数	要 支 援			要 介 護						合 計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69歳	26,402	108	75	183	125	113	70	82	78	468	651
70～74歳	24,368	289	161	450	287	182	115	132	110	826	1,276
75～79歳	26,174	678	358	1,036	603	366	284	322	253	1,828	2,864
80～84歳	19,934	1,290	619	1,909	1,259	670	521	538	364	3,352	5,261
85～89歳	13,633	1,492	727	2,219	1,741	886	744	711	500	4,582	6,801
90～94歳	8,169	1,001	573	1,574	1,432	912	768	849	528	4,489	6,063
95～99歳	2,818	226	165	391	542	379	404	495	290	2,110	2,501
100歳以上	463	19	13	32	59	60	77	141	73	410	442
合 計	121,961	5,103	2,691	7,794	6,048	3,568	2,983	3,270	2,196	18,065	25,859
被保険者との比率		4.18%	2.21%	6.39%	4.96%	2.93%	2.45%	2.68%	1.80%	14.81%	21.20%

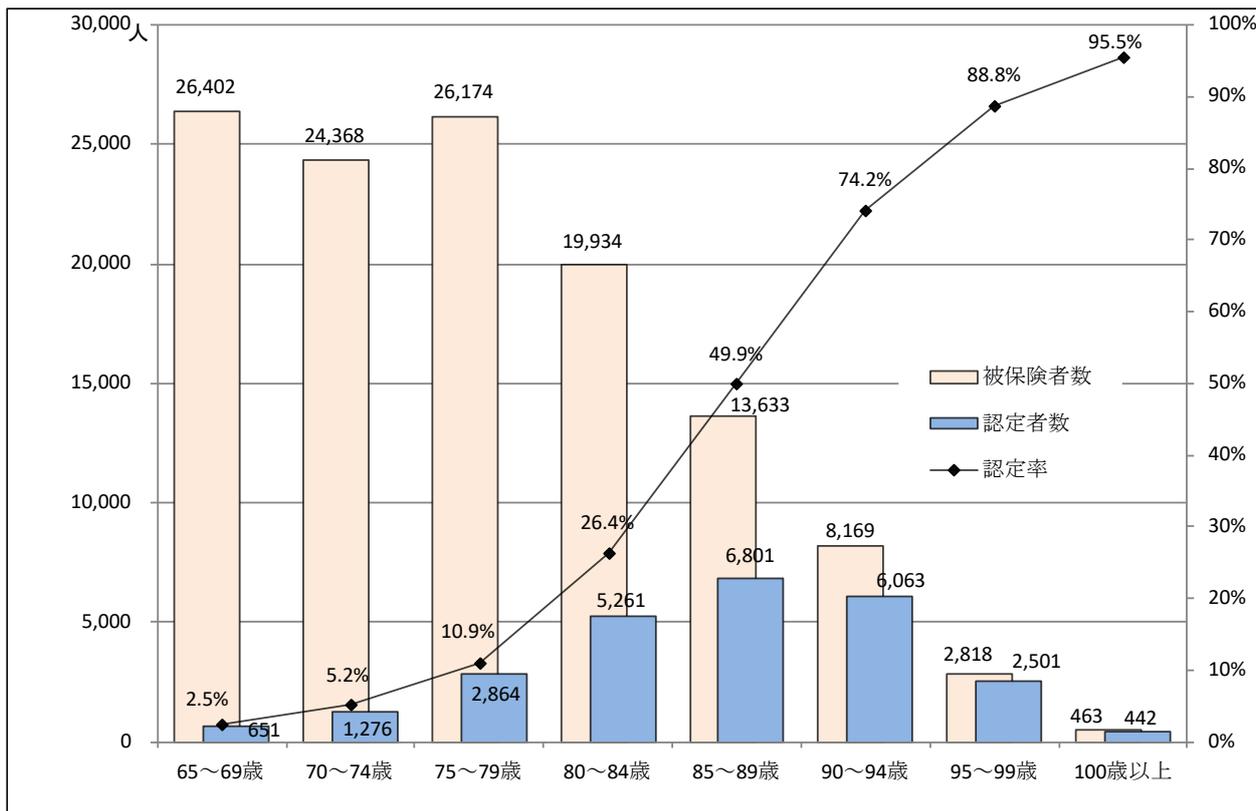
※ 令和7年3月末日現在の数値です。

【令和6年度前期高齢者、後期高齢者の要介護認定率】

(単位：人)

年 齢	65～74歳（前期高齢者）		75歳以上（後期高齢者）	
	要支援	要介護	要支援	要介護
人 数	633	1,294	7,161	16,771
被保険者数	50,770		71,191	
認定率 (区分ごと認定人数/被保険者数)	1.25%	2.55%	10.06%	23.56%
認定率（認定人数/被保険者数）	3.80%		33.62%	

### 【令和6年度第1号被保険者人口と要介護認定率（年齢階層別）】



### 【令和6年度第2号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人)

年齢別	要支援			要介護						合計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
40～44歳	2	0	2	1	3	0	3	1	8	10
45～49歳	4	1	5	8	7	7	10	4	36	41
50～54歳	16	11	27	19	20	24	10	12	85	112
55～59歳	19	16	35	27	32	24	16	16	115	150
60～64歳	34	33	67	59	64	25	26	34	208	275
合計	75	61	136	114	126	80	65	67	452	588

※ 令和7年3月末日現在の数値です。

※ 第2号被保険者対象者数（令和7年4月1日現在）は、208,202人（男103,071人・女105,131人）です。

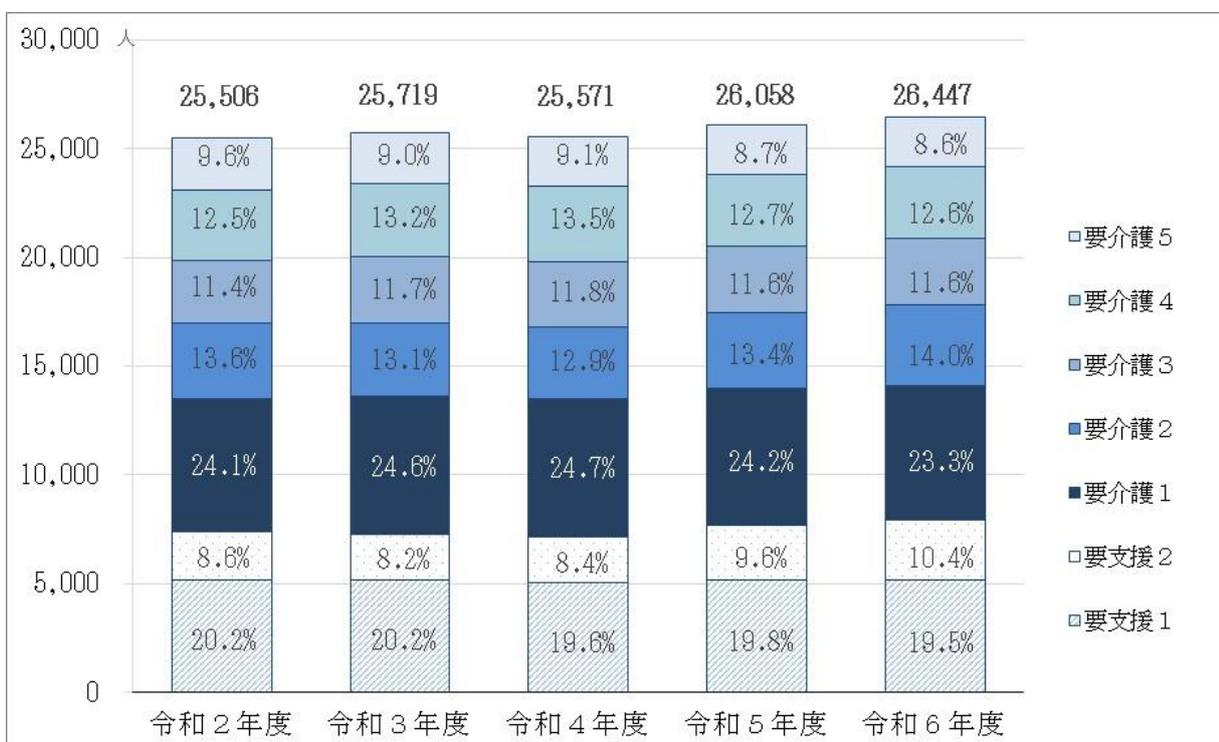
【被保険者介護度別認定者数の状況】

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	5,158	5,183	5,018	5,167	5,178
要支援2	2,202	2,108	2,151	2,511	2,752
小 計	7,360	7,291	7,169	7,678	7,930
要介護1	6,146	6,331	6,318	6,293	6,162
要介護2	3,461	3,371	3,297	3,497	3,694
要介護3	2,913	3,017	3,023	3,023	3,063
要介護4	3,190	3,385	3,456	3,309	3,335
要介護5	2,436	2,324	2,308	2,258	2,263
小 計	18,146	18,428	18,402	18,380	18,517
合 計	25,506	25,719	25,571	26,058	26,447

※ 各年度3月末日現在の数値です。

【被保険者介護度別認定者数の状況】



### 3 介護保険サービスの利用

介護保険サービスは、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅介護（介護予防）サービスや施設介護サービス、地域密着型サービス等があります。サービスの利用者負担の割合は1割から3割で、残りの9割から7割は保険給付されます。

#### (1) 介護保険負担割合証

介護保険サービスを利用する際の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を要支援・要介護の認定を受けている方を対象に交付します。適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。

##### 【負担割合証の交付状況（令和6年8月1日現在）】

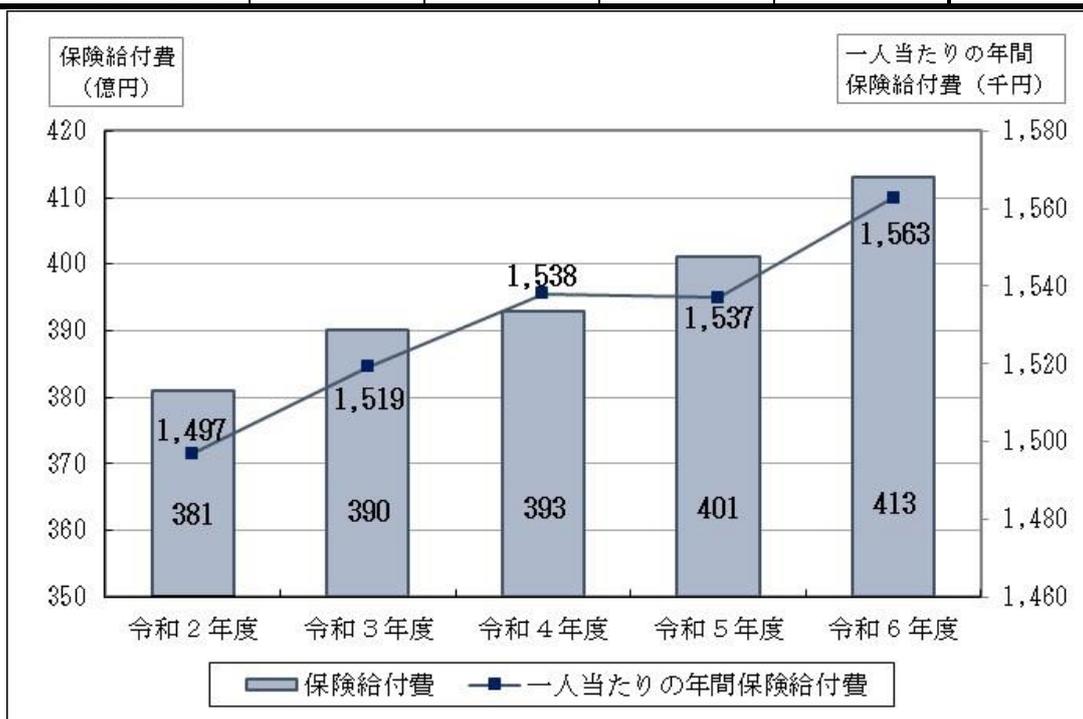
負担区分	1割	2割	3割	合計
交付者数（人）	21,250	1,978	3,465	26,693

#### (2) サービスに要する経費（保険給付費）

介護（介護予防）サービス費や高額介護サービス費等の合計である保険給付費と一人当たりの年間保険給付費<sup>(※)</sup>の状況は、下記のとおりです。なお、地域支援事業に要する費用（P36参照）は含まれません（※一人当たりの年間保険給付費とは保険給付費／要介護・要支援認定者数です）。

##### 【保険給付費の状況】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保険給付費(億円)	381	390	393	401	413
一人当たりの年間保険給付費(千円)	1,497	1,519	1,538	1,537	1,563



## 【令和6年度サービス別保険給付費の状況】

種 別	現物給付		償還払い		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
居宅介護（介護予防）サービス給付費	525,322	20,927,644,254	4	178,931	525,326	20,927,823,185
訪問介護	59,027	3,884,899,914	0	0	59,027	3,884,899,914
訪問入浴介護	3,918	235,829,051	0	0	3,918	235,829,051
訪問看護	53,061	2,409,981,051	4	178,931	53,065	2,410,159,982
訪問リハビリテーション	4,083	164,734,695	0	0	4,083	164,734,695
居宅療養管理指導	192,725	1,362,469,125	0	0	192,725	1,362,469,125
通所介護	39,588	2,828,382,002	0	0	39,588	2,828,382,002
通所リハビリテーション	9,446	484,568,320	0	0	9,446	484,568,320
福祉用具貸与	114,167	1,430,570,323	0	0	114,167	1,430,570,323
短期入所 計	11,433	1,053,969,982	0	0	11,433	1,053,969,982
短期入所生活介護（特養等）	9,917	909,439,707	0	0	9,917	909,439,707
短期入所療養介護（老健）	1,516	144,530,275	0	0	1,516	144,530,275
短期入所療養介護（療養型） ※特定診療費含む	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	37,874	7,072,239,791	0	0	37,874	7,072,239,791
居宅介護（介護予防）サービス計画費	151,229	2,143,095,330	0	0	151,229	2,143,095,330
施設介護サービス給付費	33,462	9,995,335,966	0	0	33,462	9,995,335,966
介護老人福祉施設サービス	26,937	7,888,297,738	0	0	26,937	7,888,297,738
介護老人保健施設サービス	5,957	1,888,449,793	0	0	5,957	1,888,449,793
介護療養型医療施設サービス ※特定診療費含む	4	2,268,808	0	0	4	2,268,808
介護医療院	564	216,319,627	0	0	564	216,319,627
地域密着型介護（介護予防）サービス費	58,123	5,957,369,039	0	0	58,123	5,957,369,039
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,375	468,230,856	0	0	2,375	468,230,856
夜間対応型訪問介護	1,675	39,891,965	0	0	1,675	39,891,965
地域密着型通所介護	38,700	1,890,804,559	0	0	38,700	1,890,804,559
認知症対応型通所介護	3,873	462,210,291	0	0	3,873	462,210,291
小規模多機能型居宅介護	2,552	565,486,599	0	0	2,552	565,486,599
認知症対応型共同生活介護	7,832	2,190,960,879	0	0	7,832	2,190,960,879
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	343	101,171,558	0	0	343	101,171,558
看護小規模多機能型居宅介護	773	238,612,332	0	0	773	238,612,332
福祉用具購入費	0	0	1,929	63,701,538	1,929	63,701,538
住宅改修費	0	0	1,517	120,118,999	1,517	120,118,999
小 計	768,136	39,023,444,589	3,450	183,999,468	771,586	39,207,444,057
高額介護サービス費	9,546	114,235,863	80,383	1,284,327,998	89,929	1,398,563,861
高額医療合算介護サービス費	0	0	5,739	239,241,557	5,739	239,241,557
特定入所者介護サービス費	13,762	439,579,244	0	0	13,762	439,579,244
審査支払手数料	766,676	46,863,780	0	0	766,676	46,863,780
合 計	1,558,120	39,624,123,476	89,572	1,707,569,023	1,647,692	41,331,692,499

### (3) 居宅介護（介護予防）サービスの利用

ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいたサービスを利用することができます。

#### 【居宅介護（介護予防）サービス別利用件数の状況】

(単位：件)

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問介護	56,408	59,844	60,216	59,741	59,027
訪問入浴介護	4,037	4,227	4,184	4,254	3,918
訪問看護	43,962	48,464	49,853	51,068	53,065
訪問リハビリテーション	3,661	4,319	4,505	4,353	4,083
居宅療養管理指導	155,711	164,048	171,876	182,263	192,725
通所介護	38,148	37,094	36,493	38,300	39,588
通所リハビリテーション	10,092	11,490	11,817	10,263	9,446
福祉用具貸与	104,894	109,589	112,522	111,738	114,167
短期入所生活介護 短期入所療養介護	10,248	10,218	10,927	11,717	11,433
特定施設入居者生活介護	35,101	34,251	34,919	36,062	37,874
居宅介護支援	143,456	149,805	151,843	149,415	151,229

※ 各年度1年間の累計数値です。

#### 【介護度別居宅介護（介護予防）サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	1,692(22)	1,756(24)	1,652(22)	1,684(19)	1,717(24)
要支援2	1,136(22)	1,103(28)	1,082(26)	1,245(29)	1,366(28)
要介護1	4,942(77)	5,134(81)	5,091(75)	5,124(83)	5,056(86)
要介護2	2,923(91)	2,823(81)	2,812(90)	3,005(96)	3,240(107)
要介護3	2,098(54)	2,129(59)	2,201(63)	2,171(59)	2,224(57)
要介護4	1,868(48)	1,971(42)	2,046(44)	1,889(40)	1,950(40)
要介護5	1,225(37)	1,232(36)	1,248(41)	1,156(40)	1,171(43)
合計	15,884(351)	16,148(351)	16,132(361)	16,274(366)	16,724(385)

※ 各年度3月の利用分です。

※ ( ) 内は第2号被保険者です(再掲)。

※ 福祉用具購入費、住宅改修費のみの利用者は含まれません。

### ① 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で保険対象となるものについて、購入費の9割から7割を支給します。

#### 【福祉用具購入費の支給状況】

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援	件 数	373	402	378	397	477
	金額(円)	9,295,887	10,038,523	9,825,750	11,000,734	13,504,991
要介護	件 数	1,367	1,434	1,445	1,346	1,452
	金額(円)	43,902,851	43,703,054	47,210,531	46,587,305	50,196,547
合 計	件 数	1,740	1,836	1,823	1,743	1,929
	金額(円)	53,198,738	53,741,577	57,036,281	57,588,039	63,701,538

#### 【福祉用具購入費の特定福祉用具種目別一覧】

(単位：件)

福祉用具の種目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
腰掛便座	454	423	450	381	389
自動排泄処理装置の交換可能部品	1	3	2	1	2
簡易浴槽	0	0	0	0	0
移動用リフトのつり具の部分	9	9	7	5	7
入浴補助用具	1,371	1,635	1,600	1,552	1,566
排泄予測支援機器			0	0	0
スロープ(携帯用スロープ除く)					85
歩行器(歩行車除く)					3
歩行補助つえ(松葉づえ除く)					101
合計	1,835	2,070	2,059	1,939	2,153

※ 上記「福祉用具の種目」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて(平成12年1月31日老企34)』の(別添)第一の2に明示されたものです。令和6年度よりスロープ、歩行器、歩行補助つえの一部が追加されました。

※ 件数は、延べ件数になります。

## ②住宅改修費の支給

浴室やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居 20 万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の 9 割から 7 割を支給します。

### 【住宅改修費の支給状況】

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
要支援	件 数	549	532	510	541	599
	金額 (円)	46,027,150	47,371,486	44,186,803	44,836,519	51,229,134
要介護	件 数	933	919	929	805	918
	金額 (円)	73,340,613	70,821,473	73,538,871	63,679,266	68,889,865
合 計	件 数	1,482	1,451	1,439	1,346	1,517
	金額 (円)	119,367,763	118,192,959	117,725,674	108,515,785	120,118,999

### 【住宅改修費の改修種類別一覧】

(単位：件)

住宅改修の種類	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
手すりの取付け	1,387	1,355	1,348	1,272	1,437
段差の解消	158	123	127	96	94
床材等の変更	64	56	57	47	34
扉の取替え	167	139	158	102	118
洋式便器などへの取替え	10	16	12	10	5
上記改修に付帯して必要となる改修	0	0	0	0	0
合計	1,786	1,689	1,702	1,527	1,693

※ 上記「住宅改修の種類」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成 12 年 1 月 31 日老企 34）』の（別添）第二 住宅改修に明示されたものです。

※ 件数は、延べ件数になります。

※ 特定福祉用具購入費・住宅改修費の支給方法は、以下の 2 種類があります。

#### 【償還払い】

利用者が改修費用の全額を事業者へ支払い、後から保険給付分の支払いを受けます。

#### 【受領委任払い】

利用者が改修費用（保険給付分）のうち、利用者負担に応じた金額を事業者へ支払い、保険給付分を利用者の委任に基づき、区から直接、事業者へ支払います。

#### (4) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院におけるサービスとして3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

##### 【施設サービスの種類】

サービスの種類	サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。 ※入所できるのは、原則、要介護3以上の方に限定されます。ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情がある場合は、特例的に入所が認められる場合があります。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医学上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
介護医療院	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。

##### 【施設サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護老人福祉施設	2,160(9)	2,216(14)	2,205(16)	2,244(14)	2,215(16)
介護老人保健施設	541(12)	536(13)	538(8)	488(8)	481(12)
介護医療院	43(2)	49(3)	53(2)	44(2)	49(2)
介護療養型医療施設	61(3)	35(1)	14(0)	4(0)	
総 数	2,789	2,816	2,793	2,762	2,735

※ 各年度3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

※ 介護老人福祉施設は、地域密着型サービスを除きます。

※ 介護療養型医療施設は、介護医療院の創設に伴い令和5年度末で廃止されました。

※ ( ) 内は第2号被保険者です(再掲)。

##### 【介護度別施設サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要介護1	86	72	74	74	73
要介護2	167	152	135	116	130
要介護3	621	648	645	625	599
要介護4	1,034	1,151	1,154	1,165	1,108
要介護5	881	793	785	782	825
総 数 ※	2,789	2,816	2,793	2,762	2,735

※ 各年度3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

## (5) 地域密着型サービスの利用

高齢者が要介護・要支援になっても、できるかぎり住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり、提供するサービスです。原則として、杉並区民のみが利用できます。

### 【地域密着型サービスの種類】

サービスの種類	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の緊急時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間（22時～6時）の定期的な巡回訪問と通報（オペレーションコール）に対応する随時訪問により、排せつ介助や体位変換などの介護を行います。
地域密着型通所介護 （デイサービス）	定員18名以下の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りでを行います。
認知症対応型通所介護	認知症に対応したケアを施設に通って、行います。
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、訪問、泊まりの3つのサービス形態が一体になっている、365日24時間切れ間のないサービスです。
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	認知症に対応したケアを受けながら、共同生活するサービスです。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している方に、日常生活上の世話、機能訓練を行います。
介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している方に、日常生活上の世話、機能訓練を行います。
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い介護者を対象に訪問看護と小規模多機能型居宅介護を一体的に提供するサービスです。

### 【地域密着型サービス利用件数の状況】

（単位：件）

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,835	1,962	2,174	2,180	2,375
夜間対応型訪問介護	2,345	2,074	1,708	1,564	1,675
地域密着型通所介護	33,881	37,453	38,968	38,369	38,700
認知症対応型通所介護	4,770	4,714	4,311	4,245	3,873
小規模多機能型居宅介護	2,093	2,201	2,422	2,500	2,552
認知症対応型共同生活介護	7,459	7,511	7,456	7,568	7,832
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	321	344	340	342	343
看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）	624	764	761	786	773

※ 各年度1年間の累計数値です。

【地域密着型サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援1	9(0)	6(0)	5(0)	6(0)	6(1)
要支援2	4(0)	5(0)	7(0)	5(0)	6(0)
要介護1	1,620(28)	1,749(33)	1,752(23)	1,727(18)	1,735(15)
要介護2	954(23)	903(16)	948(26)	989(28)	1,075(31)
要介護3	680(14)	680(20)	707(16)	699(15)	714(13)
要介護4	491(14)	470(9)	495(6)	436(9)	483(10)
要介護5	323(9)	321(11)	317(13)	295(9)	274(9)
合 計	4,081(88)	4,134(89)	4,231(84)	4,157(79)	4,293(79)

※ 各年度3月の利用分です。

※ ( ) 内は第2号被保険者です(再掲)。



## (6) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移

居宅介護（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者の合計と推移を見ると、利用者数が増加するとともに、認定者数に比して、サービスを利用する割合も増加しています。

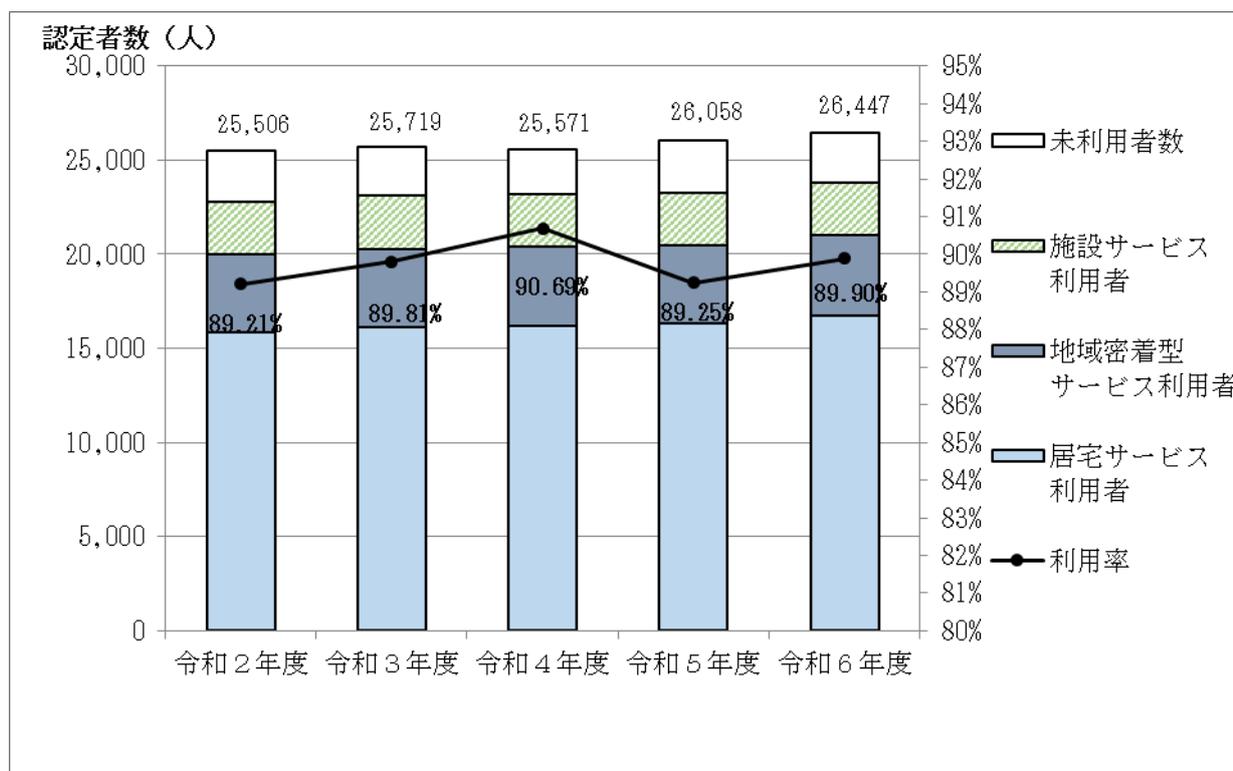
### 【介護（介護予防）サービス利用者数等の状況】

(単位：人)

年度	認定者数	サービス利用者					未利用者	
		利用者		内訳			未利用者数	未利用率
		合計	利用率	居宅サービス利用者	地域密着型サービス利用者	施設サービス利用者		
令和2年度	25,506	22,754	89.21%	15,884	4,081	2,789	2,752	10.79%
令和3年度	25,719	23,098	89.81%	16,148	4,134	2,816	2,621	10.19%
令和4年度	25,571	23,190	90.69%	16,166	4,231	2,793	2,381	9.31%
令和5年度	26,058	23,257	89.25%	16,338	4,157	2,762	2,801	10.75%
令和6年度	26,447	23,775	89.90%	16,747	4,293	2,735	2,672	10.10%

※ 各年度3月末日現在の数値です（内訳は福祉用具購入・住宅改修のみの利用者を含まない）。

### 【認定者数と介護（介護予防）サービス利用率の推移】



## 4 介護給付適正化

介護給付の適正化とは、適切な要介護・要支援認定やケアプラン等の点検を通じて、真に介護を必要とする方へ過不足のないサービスを提供し、事業者の適正な運営を促す取組です。これにより不適切な給付を削減し、介護給付費や保険料の増大を抑制することで、持続可能な介護保険制度を目指します。

区では、令和6年度から令和8年度までの介護給付適正化計画に基づき、以下の3つの適正化事業について取り組んでいます。

令和6年度を取組目標及び実施内容は次のとおりです。

事業名	取組目標	実施内容
① 要介護認定の適正化	<p>○調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握し、その要因について分析を行い、認定調査員研修や審査会委員全体会等で情報共有を図ります。</p> <p>○全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施されるよう、要介護認定の平準化を図ります。</p>	<p>○介護認定審査会委員全体会を開催し、杉並区の審査判定の傾向・特徴について委員に周知を行うとともに、模擬審査会を実施し、全国平均と比べ割合に差異のある部分を中心に要介護認定の適正化を図りました。</p> <p>○認定調査員現任研修及び認定調査員向けの通信により、調査項目選択の間違いやすいポイントや特記事項の記載方法等の周知をしました。</p>
② ケアプラン等の点検	<p>○居宅介護支援事業所等の運営指導の際に、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の点検を行います。</p> <p>○個々の受給者が真に必要とするサービスを確保し、その状態に適合していないサービス提供を改善します。</p> <p>○利用者の身体状況や生活環境に適した工事内容となっているか点検することで、住宅改修の質の向上を図り、適切な住宅改修・福祉用具の給付を確保します。</p>	<p>○ケアプラン点検会議により、生活援助頻回ケアプラン、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの点検を行いました。</p> <p>○ケアプラン点検数 452 件 (うちケアプラン点検会議点検件数 6 件)</p> <p>○利用者の身体状況や生活環境に適した工事内容となっているか理学療法士による訪問調査を行い、適切な給付の確保に努めました。</p>

<p>③ 医療情報との突合・縦覧点検</p>	<p>○国保連から提供される事業者の給付費請求データについて、請求が正しいかどうか、項目等の点検を実施します。</p> <p>○東京都や国保連主催の研修等に参加し、国保連から提供される帳票や給付適正化関連システムの利用方法について、職員の理解を深め、点検スキルの向上を図ります。</p> <p>○介護報酬請求に誤りのある可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な請求を促します。</p>	<p>○点検件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全 10 帳票 : 計 29,479 件</li> <li>・医療突合 (国保・後期) : 計 9 件</li> </ul> <p>○全件点検の結果、事業所への確認、過誤申請指導を行いました。</p> <p>○国保連主催の研修に参加し、職員のスキルアップを図りました。</p>
<p>④ 介護給付費通知</p>	<p>○利用者に対して介護サービスの内容・金額についてわかりやすく、サービス利用からできるだけ早く通知できるように見直しを行います。</p> <p>○適切なサービス利用の普及啓発を図るため、介護支援専門員から利用者に対し説明をしてもらうよう協力依頼をします。</p> <p>○利用者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を共有します。</p>	<p>○通知回数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 回目 令和 6 年 8 月 発送 18,468 通 (16,782 人)</li> </ul> <p>○第 9 期介護保険事業計画の策定における国の指針で任意事業となったことも踏まえ、介護保険制度の趣旨普及が進んだものとして、給付費通知発送については、令和 6 年度 8 月の通知をもって事業を終了としました。</p>

## 5 各種軽減制度及び助成事業

### (1) 高額介護（介護予防）サービス費

サービス利用時に支払う1割から3割の利用者負担額には、住民税の課税状況等によって1か月当たりの上限額があり、その額を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

#### 【高額介護（介護予防）サービス費の支給状況】

(金額：円)

区分及び負担上限額（月額）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
現役並み所得者 (令和3年8月利用分から)	件数		10,893	22,112	21,788	23,196	
	金額		252,729,928	491,877,259	492,338,821	544,750,273	
	課税所得690万円以上 世帯：140,100円	件数		(53)	(104)	(144)	(210)
		金額		(562,300)	(953,942)	(1,343,316)	(2,206,127)
	課税所得380万円以上 690万円未満 世帯：93,000円	件数		(380)	(886)	(883)	(967)
		金額		(6,526,406)	(13,448,547)	(12,839,026)	(13,764,774)
課税所得145万円以上 380万円未満 世帯：44,400円	件数		(10,460)	(21,122)	(20,761)	(22,019)	
	金額		(245,641,222)	(477,474,770)	(478,156,479)	(528,779,372)	
一般世帯（住民税課税世帯） 世帯：44,400円	件数	25,424	12,606				
	金額	641,467,617	320,595,063				
世帯全員の住民税が非課税	世帯：24,600円	件数	14,320	16,135	16,634	18,044	18,711
		金額	114,067,744	132,172,981	137,032,164	151,274,968	166,810,307
	合計所得金額と課税年金 収入額の合計額が80万円 以下の方、または老齢福祉 年金を受給している方等 個人：15,000円	件数	41,085	40,515	39,935	40,546	39,314
		金額	560,291,815	555,212,651	548,199,920	569,500,615	573,083,329
	生活保護を受給されている方等 個人：15,000円	件数	8,702	8,557	8,618	8,658	8,708
		金額	103,743,302	109,610,068	110,889,357	111,379,741	113,919,952
合 計	件数	89,531	88,706	87,299	89,036	89,929	
	金額	1,419,570,478	1,370,320,691	1,287,998,700	1,324,494,145	1,398,563,861	

※ 各年度3月末日時点の数値です。

※ 令和3年8月利用分から現役並み所得者が3段階に分かれました。また、「課税所得145万円以上380万円未満」に一般世帯を合算しています（一般世帯の金額及び件数は、令和3年7月利用分までの数値です）。

※ 件数・金額とも、第2号被保険者利用分を含みます。

※ 課税年金収入とは、住民税がかからない収入（障害年金・遺族年金・恩給）を除いた、老齢・退職年金をさします。

※ ( ) 内は、現役並み所得者の内訳です。

一般世帯のうち、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯については、年間44万6,400円（37,200円×12か月）が年間の負担上限額になります。（令和2年7月末までの時限措置）

### 【年間高額介護（介護予防）サービス費の支給状況】

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般世帯 世帯の負担上限額 446,400円/年	件数	207	4	1	0	0
	金額(円)	7,534,764	253,235	15,847	0	0

### （2）高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、負担限度額（所得区分により段階あり）を超えた場合に、申請によりその超えた金額が支給されます。令和元年と比較して、令和2年度以降の支給件数と支給金額が減少しているのは、平成30年8月算定分から「現役並み所得者」の負担上限額が引き上げられた影響です。

### 【高額医療合算制度における世帯の負担限度額（年額）】

所得区分 (※賦課基準額)	70歳未満 の方がいる世帯	平成30年7月算定分まで		平成30年8月算定分から			
		所得区分 (※課税所得)	70歳以上 の方がいる世帯	所得区分 (※課税所得)	70歳以上 の方がいる世帯		
上位所得者 (901万円超)	212万円	現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	67万円	課税所得 690万円以上	212万円		
上位所得者 (600万円超)	141万円			課税所得 380万円以上	141万円		
一般 (210万円超)	67万円			課税所得 145万円以上	67万円		
一般 (210万円以下)	60万円	一般 (課税所得 145万円未満)	56万円	一般 (課税所得 145万円未満)	56万円		
低所得者 (住民税非課税)	34万円	低所得者 (住民税非課税)	II	31万円	低所得者 (住民税非課税)	II	31万円
			I	19万円	I	19万円	

※ 賦課基準額の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額を控除した額です。

世帯全員の所得で判定します。

※ 課税所得の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額以外の控除も差し引いた額です。世帯全員の所得で判定します。

○低所得者II：世帯全員が住民税非課税である方のうち、低所得者Iに該当しない方です。

○低所得者I：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円の方です。または世帯全員が住民税非課税であり、高齢福祉年金を受給している方です。

【高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況】

所得区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
現役並み 所得者	件数	584	549	555	582	632	
	金額(円)	42,358,052	36,685,183	35,199,389	41,152,268	45,602,370	
	課税所得 690万円 以上	件数		(1)	(3)	(13)	(10)
		金額(円)		(529)	(11,894)	(436,551)	(582,848)
	課税所得 380万円 以上	件数		(8)	(4)	(38)	(40)
		金額(円)		(346,910)	(107,824)	(3,197,655)	(3,648,666)
課税所得 145万円 以上	件数		(540)	(548)	(531)	(582)	
	金額(円)		(36,337,744)	(35,079,671)	(37,518,062)	(41,370,856)	
一 般	件数	978	1,029	1,067	1,006	1,228	
	金額(円)	47,126,453	49,550,381	49,084,003	46,612,348	66,047,345	
低 所得 者	Ⅱ	件数	1,036	1,109	1,225	1,233	1,335
		金額(円)	35,663,347	37,570,847	39,917,057	41,713,723	44,842,902
	Ⅰ	件数	2,514	2,613	2,621	2,513	2,544
		金額(円)	84,462,798	84,321,106	85,560,295	83,245,428	82,748,940
合 計	件数	5,112	5,300	5,468	5,334	5,739	
	金額(円)	209,610,650	208,127,544	209,760,744	212,723,767	239,241,557	

※ 各年度3月末日時点の数値です。また（ ）内は現役並み所得者の内訳です。

### (3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得の方が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設※）、介護医療院）と（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護を利用した場合の食費・居住費（滞在費含む）について、所得に応じた負担限度額が設定されています。

申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた利用者は、負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

令和3年8月の制度改正により資産要件が変更になった影響で、令和3年度以降の認定件数は減少しています。

※介護療養型医療施設は、介護医療院の創設に伴い令和5年度末で廃止されました。

#### 【負担限度額件数の状況】

(単位：件)

利用者負担段階		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【第1段階】 生活保護受給の方または本人が 高齢福祉年金受給の方	食費	227 (0)	245 (0)	232 (0)	234 (0)	228 (0)
	居住費	227 (0)	245 (0)	232 (0)	234 (0)	228 (0)
【第2段階】 本人の合計所得金額と年金収入額 の合計が80万円以下の方	食費	430 (12)	355 (14)	374 (13)	368 (9)	340 (9)
	居住費	430 (12)	355 (14)	374 (13)	368 (9)	340 (9)
【第3段階】 本人の合計所得金額と年金収入額 の合計が80万円を超える方	食費	1,126 (6)				
	居住費	1,126 (6)				
【第3段階①】 本人の合計所得金額と年金収入額 の合計が80万円を超え120万円 以下の方	食費		251 (5)	266 (6)	251 (8)	244 (6)
	居住費		251 (5)	266 (6)	251 (8)	244 (6)
【第3段階②】 本人の合計所得金額と年金収入額 の合計が120万円を超える方	食費		617 (3)	617 (5)	605 (5)	587 (7)
	居住費		617 (3)	617 (5)	605 (5)	587 (7)
合 計	食費	1,783 (18)	1,468 (22)	1,489 (24)	1,458 (22)	1,399 (22)
	居住費	1,783 (18)	1,468 (22)	1,489 (24)	1,458 (22)	1,399 (22)

※ 各年度3月末日時点の数値です。また、( )内は第2号被保険者の件数です（再掲）。

※ 年金収入額は課税年金収入額と非課税年金額（障害年金や遺族年金）の合計額です。

※ 令和3年8月から第3段階が第3段階①と第3段階②に分かれています。

※ ①と②の要件全てに該当する場合に軽減の対象になります。

①所得要件 住民税非課税世帯の方

②資産要件 (令和3年7月まで)「預貯金額等」が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方

(令和3年8月から)本人の合計所得金額と年金収入額の合計により以下のとおりとなります。

80万円以下の方は「預貯金額等」が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下

80万円を超え120万円以下の方は「預貯金額等」が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下

120万円を超える方は「預貯金額等」が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下

ただし、第2号被保険者の方は「預貯金額等」が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

(4)旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額(特定負担限度額)減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、住民税の課税状況等に応じて利用者負担額の減免、食費・居住費の負担限度額（特定負担限度額）が設定されています。

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況】（単位：件）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
減 額	0	0	0	0	0
免 除	2	2	2	1	1
合 計	2	2	2	1	1

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況】（単位：件）

利用者負担段階		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
【第1段階】 世帯全員の住民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等	食 費	2	2	1	1	0
	居住費	2	2	1	1	0
【第2段階】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	食 費	1	1	1	1	1
	居住費	1	1	1	1	1
【第3段階】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超える方	食 費	2				
	居住費	2				
【第3段階①】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	食 費		2	1	1	0
	居住費		2	1	1	0
【第3段階②】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	食 費		0	0	0	0
	居住費		0	0	0	0
合 計	食 費	5	5	3	3	1
	居住費	5	5	3	3	1

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 年金収入額は課税年金収入額と非課税年金額（障害年金や遺族年金）の合計額です。

※ 令和3年8月から第3段階が第3段階①と第3段階②に分かれています。

## (5) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少し、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

### 【利用者負担額の減免状況】

(単位：件)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
減 額	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
免 除	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	5(0)
合 計	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	5(0)

※ ( ) 内は第2号被保険者です(再掲)。

## (6) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内において無利子で資金を貸し付けます。

### 【高額介護サービス費等資金貸付の状況】

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高額介護サービス費	件 数	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	件 数	0	0	0	0	0
	金額(円)	0	0	0	0	0
住 宅 改 修 費	件 数	0	2	1	0	0
	金額(円)	0	315,000	140,372	0	0
合 計	件 数	0	2	1	0	0
	金額(円)	0	315,000	140,372	0	0

※ 各年度3月末日現在の数値です。

### (7) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に軽減事業の実施を申し出たサービス事業者が、介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額(介護費負担)の軽減を行った場合、その費用の一部を区が事業者に助成します。また、対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

#### 【確認証発行件数及びサービス事業者への助成の状況】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確認証発行件数	121	118	104	75	78
助成事業者数	90	77	80	71	78
金 額 (円)	3,006,258	2,981,578	2,787,580	2,640,124	2,633,179

※ 各年度3月末日現在の数値です。

### (8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成(区制度)

「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」の確認を受けた方について、同一月の利用者負担額(介護費負担)の2分の1を後から助成します。

#### 【助成件数及び助成額の状況】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	938	861	798	637	532
金 額 (円)	5,054,403	4,316,058	4,308,184	3,466,424	3,228,744

※ 各年度3月末日現在の数値です。

### (9) 家族介護慰労事業

要介護4または要介護5の認定を受けた方を、次の支給要件に該当し、在宅で1年間介護している同居家族の方に、10万円の慰労金を支給します。

<支給要件>

- ① 介護保険サービスを1年間利用していない場合(福祉用具貸与、特定福祉用具購入及び住宅改修、10日以内のショートステイ利用を除く。また、医療機関の入院期間が90日以内であること。)
- ② 上記の介護保険サービスを1年間利用していない期間、要介護者及びその方を介護している家族が住民税非課税世帯であること。

#### 【家族介護慰労金支給の状況】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	0	2	1	1	1
金 額 (円)	0	200,000	100,000	100,000	100,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

## (10) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

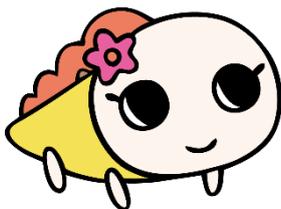
高齢福祉年金受給者等で世帯全員の住民税が非課税の方と福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方の一部の方については、利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

### 【介護保険サービス利用者負担額助成の状況】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	113	87	59	40	69
金 額 (円)	1,362,986	1,027,690	708,000	468,000	828,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方については、高額介護サービス費の負担上限額が1万5,000円の方が対象です。



## 6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業は、多様な地域資源を活用し、適切なサービスを実施する「サービス・活動事業」と、全ての高齢者を対象として行う「一般介護予防事業」で構成されます。

### (1) サービス・活動事業

介護予防事業（訪問型・通所型）は、要支援を受けた方の介護予防・自立支援を目的として、緩和された基準での自立支援事業（訪問型・通所型）や短期集中予防サービス（訪問型・通所型）とともに実施しています。

#### ① 介護予防事業・自立支援事業

(単位：件)

サービス種類		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問型 サービス	介護予防訪問事業	16,500	15,057	13,555	12,717	13,107
	自立支援訪問事業	765	685	608	615	600
通所型 サービス	介護予防通所事業	21,735	22,084	23,209	24,334	26,043
	自立支援通所事業	591	593	565	519	471

#### ② 短期集中予防サービス

要支援認定者等の身体機能や生活行為の改善に向けて、専門職が短期間集中的にサービスを提供し、自立した生活の支援を行います。

サービス種類		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		参加 実人数 (人)	実施 回数 (回)								
訪問型	訪問型短期集中プログラム	55	403	64	430	84	626	101	784	132	1098
通所型	生活行為向上プログラム	24	96	26	98	29	97	39	96	43	100
	運動器機能向上プログラム	40	128	61	189	82	190	82	192	72	201

#### ③ 介護予防ケアマネジメント

サービス・活動事業（訪問型・通所型）のみの利用者に係るケアプラン作成として、介護予防ケアマネジメントを実施します。

#### 【介護予防ケアマネジメントプラン作成費支払実績】

(単位：件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支払件数	21,371	20,138	20,177	20,490	20,808

## (2) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）

介護状態にならないように介護予防講演会などの介護予防に関する事業を実施しており、平成 30 年度からはフレイル（虚弱）予防の視点も盛り込んで、高齢者が継続して地域で介護予防・フレイル予防に取り組めるよう事業を実施しています。

令和 6 年度は、地域の自主的な活動等を通じて、高齢者がフレイル予防や介護予防、認知症予防に効果的な生活習慣を身につけられるよう介護予防の取組を推進し、参加者数はほぼコロナ禍前の水準まで回復しました。

### ① 介護予防講演会・講座・教室

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延回数（回）	267	383	579	492	658
参加者 延人数(人)	2,588	4,055	6,154	6,633	8,392

### ② 足腰げんき教室

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
教室数（教室）	27	30	30	30	30
（延回数：回）	(92)	(120)	(120)	(120)	(120)
参加実人数（人）	339	317	370	390	392
（延人数：人）	(1,249)	(1,134)	(1,297)	(1,381)	(1,374)

### ③ 口腔・栄養講座 人生 100 年時代！はつらつ生活のための口腔ケアと栄養講座

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
講 座 数(回)		8	15	18	15	15
内 訳	本人向け	8	12	12	15	15
	家族向け		3	6		
参加実人数(人)		79	106	100	59	86

※令和 2 年、5 年度及び 6 年度は家族向けの講座は開催しませんでした。

### ④ 認知症予防講演会

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
講演会回数(回)	1	1	2	2	2
参加実人数(人)	47	97	87	130	105

⑤ 認知症予防教室

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室数(教室)		5	5	5	5
参加実人数(人)		62	57	53	62

※令和2年度は開催しませんでした。

⑥ らくらく歩行筋トシ教室(令和5年度から実施)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室数(教室)				4	9
参加実人数(人)				229	165

⑦ 介護予防・認知症予防のためのウォーキング(講座・教室等)

認知症予防に効果があると言われている有酸素運動のウォーキングを継続するため、仲間づくりを意識した教室や講座、イベント(ウォーキング講座や公園から歩く会)を開催しています。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動回数(回)	42	114	125	124	101
参加延人数(人)	2,143	6,106	6,773	6,686	5,040

⑧ わがまち一番体操

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場数(会場)	19	22	30	31	30
(延回数:回)	(193)	(608)	(679)	(727)	(684)
参加延人数(人)	1,595	5,476	8,196	10,291	10,851

⑨ 栄養満点サロン

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会場数(会場)	2	2	6	6	6
(延回数:回)	(6)	(4)	(65)	(65)	(66)
参加延人数(人)	49	28	535	584	611

⑩ 地域ささえ愛グループ支援

加齢や病気などにより閉じこもりがちな高齢者の生きがいと社会参加の促進を図るため、介護予防を目的に活動を行っているグループに対し、必要に応じてスタッフ派遣や各種相談等の支援を行っています。

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
グループ数(グループ)	71	69	66	63	60
活動回数(回)	1,199	1,509	1,566	1,466	1,469
参加延人数(人)	9,790	12,275	12,614	13,094	13,263

⑪ 地域介護予防普及のための人材育成

介護予防について正しい知識を持ち、地域における介護予防の担い手として普及にあたる人材を育成しています。

なお、ウォーキングリーダー及び介護予防地域リーダーは令和4年度より区内のNPOによる育成に方針を変更したため、区では登録を行っていません。

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護予防サポーター (登録者数)	102	80	78	80	80
ウォーキングリーダー (登録者数)	96	94			
介護予防地域リーダー (登録者数)	71	67			

## 7 介護保険料

### (1) 第1号被保険者

#### ① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し杉並区介護保険条例で定めています。令和6年度から令和8年度までの保険料額は基準年額を76,800円（第5段階）とし、下表のとおり17段階の保険料を設定しています。

段階	対象者		料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給の方		0.285	1,830円	21,960円
	世帯全員が 住民税非課税	本人が老齢福祉年金受給の方			
本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方					
本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方					
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.4	2,560円	30,720円
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.685	4,390円	52,680円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	5,440円	65,280円
第5段階	に住民税課税者がいる	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	6,400円	76,800円
第6段階	本人が 住民税課税	合計所得金額125万円未満	1.06	6,790円	81,480円
第7段階		合計所得金額125万円以上210万円未満	1.19	7,620円	91,440円
第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満	1.4	8,960円	107,520円
第9段階		合計所得金額320万円以上500万円未満	1.61	10,310円	123,720円
第10段階		合計所得金額500万円以上700万円未満	1.89	12,100円	145,200円
第11段階		合計所得金額700万円以上1,000万円未満	2.2	14,080円	168,960円
第12段階		合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	2.5	16,000円	192,000円
第13段階		合計所得金額1,500万円以上2,500万円未満	2.7	17,280円	207,360円
第14段階		合計所得金額2,500万円以上3,500万円未満	3.0	19,200円	230,400円
第15段階		合計所得金額3,500万円以上4,500万円未満	3.2	20,480円	245,760円
第16段階		合計所得金額4,500万円以上5,500万円未満	3.4	21,760円	261,120円
第17段階	合計所得金額5,500万円以上	3.6	23,040円	276,480円	

注：第1～3段階の保険料額は、国の低所得者保険料軽減強化の実施により、令和元年度から引き下げられています。

## 【令和6年度保険料段階に対する第1号被保険者の段階別被保険者数及び割合】

※ 人口割合は令和7年3月31日現在の第1号被保険者数（121,961人）を基に算出しています。

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
被保険者数(人)	19,882	7,885	7,045	12,855	11,113	12,855	16,048	11,969	9,563
割合	16.30%	6.47%	5.78%	10.54%	9.11%	10.54%	13.16%	9.81%	7.84%
段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階	第17段階	-
被保険者数(人)	4,200	2,768	2,229	1,687	673	323	189	677	-
割合	3.44%	2.27%	1.83%	1.38%	0.55%	0.26%	0.15%	0.56%	-

## ② 保険料の納付方法

受給している年金（老齢福祉年金を除く）が年額18万円以上の方は、年金から引き落としされる特別徴収（特徴）となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収（普徴）になります。

### 【保険料収納状況（決算額）】

（単位：円）

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C) ÷ A	未納額 E A - (B-C)	不納欠損額
令和2年度	特別徴収	8,112,600,368	8,126,589,822	13,989,454	100%	0	0
	普通徴収	1,222,030,179	1,136,477,064	1,638,641	92.87%	87,191,756	0
	合計	9,334,630,547	9,263,066,886	15,628,095	99.07%	87,191,756	0
	滞納繰越分	189,636,885	58,663,417	126,065	30.87%	131,099,533	58,958,141
令和3年度	特別徴収	8,057,464,873	8,069,497,214	12,032,341	100%	0	0
	普通徴収	1,272,061,360	1,196,975,421	1,404,255	93.99%	76,490,194	0
	合計	9,329,526,233	9,266,472,635	13,436,596	99.18%	76,490,194	0
	滞納繰越分	159,133,108	50,671,094	462,270	31.55%	108,924,284	49,858,414
令和4年度	特別徴収	8,100,810,486	8,114,338,666	13,528,180	100%	0	0
	普通徴収	1,314,218,390	1,245,133,665	1,679,388	94.62%	70,764,113	0
	合計	9,415,028,876	9,359,472,331	15,207,568	99.25%	70,764,113	0
	滞納繰越分	135,284,413	46,344,148	174,650	34.13%	89,114,915	36,673,958
令和5年度	特別徴収	8,044,027,130	8,058,054,915	14,027,785	100%	0	0
	普通徴収	1,378,686,689	1,312,122,986	1,251,670	95.08%	67,815,373	7,480
	合計	9,422,713,819	9,370,177,901	15,279,455	99.28%	67,815,373	7,480
	滞納繰越分	122,895,345	46,998,803	187,750	38.09%	76,084,292	28,305,410
令和6年度	特別徴収	8,406,815,115	8,421,308,685	14,493,570	100%	0	0
	普通徴収	1,558,143,355	1,490,057,585	1,623,285	95.53%	69,709,055	0
	合計	9,964,958,470	9,911,366,270	16,116,855	99.30%	69,709,055	0
	滞納繰越分	115,393,425	47,600,458	151,880	41.12%	67,944,847	23,028,133

### 【保険料特別徴収・普通徴収納付の状況】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保険者数(A) (人)	121,310	121,293	121,180	121,611	121,961
特徴結果数(B) (件)	104,258	105,252	104,494	103,691	103,938
普徴者数(A-B=C) (人)	17,052	16,041	16,686	17,920	18,023
普徴口座振替数(D) (件)	4,681	4,685	4,928	5,276	5,705
普徴代理納付数(E) (件)	1,610	1,559	1,498	1,409	1,337
普徴納付書納付者数 (C-D-E=F) (人)	10,761	9,797	10,260	11,235	10,981
Fの占める割合(F/A)	8.87%	8.08%	8.47%	9.24%	9.00%

※ 被保険者数(A)は、各年度3月末時点の数値です。

※ 特徴結果数(B)は、各年度2月引き落とし分の件数です。

※ 普徴口座振替数(D)は、各年度3月振替分の件数です。

※ 普徴代理納付数(E)は、各年度3月代理納付分の件数です。

### ③ 保険料の減免・減額

#### (ア) 病気や災害等による減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合や刑事施設等に1か月以上収監されており介護保険給付の対象とならない場合、申請により保険料が減免されます。

### 【保険料減免の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	4	7	8	6	6
減免額 (円)	138,500	148,110	212,205	156,720	103,140
主な減免事由	災害等	災害等	災害等	災害等	災害等

#### (イ) 生計困難者に対する減額制度

その年度の保険料段階が第1段階から第3段階の方のうち、収入、資産も少なく生計困難者と認められた場合、申請により保険料が減額されます。

### 【保険料減額の状況】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件 数	241	223	215	166	152
減額 (円)	3,598,160	3,214,365	2,974,190	2,217,435	2,061,610

## (2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金を通じ、区市町村に交付されます。

### 【参考】杉並区国民健康保険における介護分保険料について

杉並区国民健康保険納入通知書に記載されている介護分保険料は、世帯の中の国保加入者ごとに計算し、その合計額が世帯としての介護分保険料として算定されています。



## 8 介護保険財政

保険給付に必要な費用は利用者が負担する以外に、第1号被保険者（65歳以上）保険料と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）保険料及び国・都・区の公費を財源としています。令和6年度の財源の負担割合（第9期計画、令和6年度～令和8年度）は次のとおりです。

### 【保険給付費の負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	23%	27%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます。)

### 【地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費 負担割合】

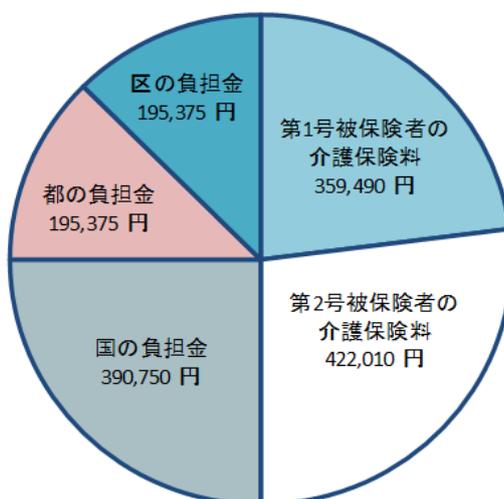
費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合		23%	27%	25%	12.5%	12.5%

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます。)

### 【地域支援事業の包括的支援事業費 負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者		国	都	区
負担割合		23%		38.5%	19.25%	19.25%

令和6年度一人当たりの年間保険給付費1,563千円（保険給付費／要介護・要支援認定者数）は下記の円グラフに示す財源で賄われています。



## 【令和6年度決算額内訳（歳入）】

(単位：円)

科 目		予算現額	決算額
歳 入	保 険 料	9,669,036,000	9,958,966,728
	使用料及び手数料	1,000	15,300
	国庫支出金	9,085,566,000	9,352,422,898
	介護給付費負担金	7,477,813,000	7,490,653,721
	調整交付金	1,252,335,000	1,484,084,000
	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	242,496,000	264,515,053
	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・その他地域支援事業)	30,335,000	30,198,124
	保険者機能強化推進交付金	26,472,000	26,472,000
	介護保険保険者努力支援交付金	55,447,000	55,447,000
	介護保険事業費補助金（システム改修）	668,000	907,000
	介護保険災害臨時特例補助金	0	146,000
	支払基金交付金	11,586,626,000	11,483,981,623
	介護給付費交付金	11,294,247,000	11,175,533,623
	地域支援事業支援交付金	292,379,000	308,448,000
	都 支 出 金	6,235,905,000	6,197,823,580
	介護給付費負担金	6,088,921,000	6,042,628,000
	財政安定化基金交付金	1,000	0
	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	131,804,000	140,085,658
	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・その他地域支援事業)	15,179,000	15,109,922
	財 産 収 入	10,553,000	9,907,500
	寄 附 金	1,000	0
	繰 入 金	7,732,438,000	7,732,438,000
	介護給付費繰入金	5,217,972,000	5,217,972,000
	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	131,803,000	131,803,000
	地域支援事業繰入金（包括的支援事業）	14,662,000	14,662,000
	地域支援事業繰入金（その他地域支援事業）	423,983,000	423,983,000
	事務費等繰入金	685,424,000	685,424,000
低所得者保険料軽減繰入金	411,543,000	411,543,000	
介護保険給付費準備基金繰入金	847,051,000	847,051,000	
繰 越 金	2,184,013,000	2,184,013,953	
諸 収 入	26,451,000	37,880,566	
合 計	46,530,590,000	46,957,450,148	

【令和6年度決算額内訳（歳出）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額	
歳 出	総務費	498,586,000	437,127,098	
	保険給付費	41,838,855,000	41,331,692,499	
	介護サービス等諸費	介護サービス等諸費	38,551,994,000	38,095,521,761
		介護予防サービス等諸費	1,111,932,000	1,111,922,296
		審査支払手数料	47,256,000	46,863,780
		特定入所者介護サービス等費	482,734,000	439,579,244
		高額介護サービス費	1,401,794,000	1,398,563,861
		高額医療合算介護サービス費	243,145,000	239,241,557
	基金積立金	1,136,558,000	1,136,558,000	
	地域支援事業	1,662,967,000	1,602,403,949	
	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業	1,134,870,000	1,100,534,125
		包括的支援事業	39,384,000	32,751,034
		その他地域支援事業	486,236,000	466,665,358
		審査支払手数料	2,477,000	2,453,432
	諸支出金	1,301,237,000	1,300,677,202	
	予備費	92,387,000	0	
合 計		46,530,590,000	45,808,458,748	

【令和6年度決算額内訳（歳入・歳出科目別割合）】

歳 入		歳 出	
科 目	割 合	科 目	割 合
介護保険料	21.21%	総務費	0.95%
使用料及び手数料	0.00%	保険給付費	90.23%
国庫支出金	19.92%	基金積立金	2.48%
支払基金交付金	24.46%	地域支援事業費	3.50%
都支出金	13.20%	諸支出金	2.84%
財産収入	0.02%	合 計	100.00%
寄付金	0.00%		
繰入金	16.47%		
繰越金	4.65%		
諸収入	0.08%		
合 計	100.00%		

【令和6年度介護保険関係基金残高】（令和7年3月末時点）

基金名	残 高
介護保険給付費準備基金	5,815,203,072 円

## 9 介護保険運営協議会

区長の附属機関として介護保険事業に関する次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- ・杉並区介護保険事業計画に関すること
- ・介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること
- ・区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること
- ・区の介護施設等の整備に関する計画に関すること
- ・区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること
- ・その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること

【委員数】22人（根拠：杉並区介護保険条例）

（単位：人）

公募区民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合計
6	2	3	3	8	22

【開催実績】令和6年度

回数	開催日	主な内容
第1回	6年6月28日	<p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域包括支援センター（ケア24）の令和5年度事業に係る事業評価と今後の区の取組について</li> <li>○介護予防支援を実施する居宅介護支援事業所の指定について</li> </ul> <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービス事業所の指定（区外）について</li> <li>○地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について</li> <li>○地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について</li> <li>○長寿応援ポイント事業の見直しについて</li> <li>○令和6年度以降の特別養護老人ホーム需給予測について</li> </ul>

<p>第 2 回</p>	<p>6年10月18日</p>	<p><b>【議題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービス事業所の開設について</li> <li>○介護予防支援を実施する居宅介護支援事業所の指定について</li> </ul> <p><b>【報告事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービス事業所の指定（区内）について</li> <li>○地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について</li> <li>○地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について</li> <li>○「令和6年度版 すぎなみの介護保険」について</li> </ul>
<p>第 3 回</p>	<p>7年1月24日</p>	<p><b>【議題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービス事業所の開設について</li> </ul> <p><b>【報告事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について</li> </ul>
<p>第 4 回</p>	<p>7年3月21日</p>	<p><b>【議題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービス事業所の開設について</li> <li>○介護予防支援を実施する居宅介護支援事業所の指定について</li> </ul> <p><b>【報告事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年度「安心おたっしや訪問」の実施結果等について</li> <li>○地域包括支援センター(ケア24)事業評価全国集計結果(令和5年度事業)について</li> <li>○地域密着型サービス事業所の指定（区内）について</li> <li>○地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について</li> <li>○地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について</li> <li>○地域包括支援センターが業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者等について</li> <li>○介護保険関係の条例改正について</li> <li>○杉並区における介護保険の実施状況について</li> </ul>

## 10 介護保険相談

被保険者やその家族から寄せられた、介護サービス事業者に対する苦情・意見・要望等について、介護サービス事業者や関係行政機関と問題解決に向けた調整を行っています。

### 【介護サービス事業者に対する苦情・意見・要望】

(単位：件)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
苦情・意見・要望（件）		82	96	143	147	199
東京都国民健康保険団体連合会に報告（介護サービスについての苦情）	相談者への説明・助言	30	17	9	5	12
	当事者間の調整	5	21	29	15	28
	他機関を紹介等	7	2	0	0	0
介護サービス以外の苦情・意見・その他の問合せ		40	56	105	127	159

東京都国民健康保険団体連合会への苦情申立ての受付、東京都介護保険審査会への審査請求に関する相談や申請の受付とともに、必要に応じて関係機関等と連絡調整を行います。

### 【都国民健康保険団体連合会への苦情申立て及び都介護保険審査会への審査請求件数】

(単位：件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東京都国民健康保険団体連合会への苦情申立て	0	0	0	0	1
東京都介護保険審査会への審査請求	0	2	0	1	5
合計	0	2	0	1	6

## 11 介護サービス事業者への支援

### (1) 介護サービス従事者研修

質の高い介護保険サービスを確保するため、介護サービス事業者の協議会等と共催で、専門的・実践的な研修を行います。

#### 【研修実績】

(単位：回)

名 称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問介護事業者研修	0	1	1	1	1
居宅介護支援事業者研修	8	8	8	8	8
通所介護・通所リハビリテーション 事業者研修	0	0	0	0	0
介護職員スキルアップ研修	0	0	2	2	1
その他	3	2	2	4	3
合 計	11	11	13	15	13

### (2) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者等と共同し、会議や研修などを実施します。

#### 【地域ケア会議の開催】

主 催	内 容	回 数
地域包括支援センター (ケア 24)	○多職種による課題の検討 ○ケアマネジメントの質の向上や連携強化に向けた支援	166

#### 【ケアマネジメント支援】

主 催	内 容
地域包括支援センター (ケア 24)	○認知症、精神障害、虐待、成年後見制度の利用等、ケアマネジャーのみでは対応困難なケースの相談や助言 ○ケース支援のためのアセスメントや、援助の方向性に関する総合的な助言

### 【ケアマネジメント研修】

名 称	内 容
ケアマネジメント研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケアマネジメント実践に生きる 適切なケアマネジメント手法とその活用</li> <li>○複合課題対応件数～重層的支援会議の実績から考える他機関・多職種連携～</li> <li>○制度改正・報酬改定を学ぶ ～改正・改定が目指す国づくりを、まず理解する～</li> <li>○高齢者の権利擁護と介護支援専門員の業務範囲</li> <li>○2024 年度法改正により盛り込まれた介護支援専門員の役割の再確認</li> <li>○CADL 理論がケアマネジメントを変える</li> <li>○災害時における連携とケアマネジメントを考える</li> <li>○ケアマネジメントと地域づくり 地域に生きる多職種連携</li> </ul>
虐待対応従事者研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者・障害者の権利擁護 ～成年後見制度と意思決定支援等～</li> <li>○高齢者・障害者の虐待防止 ～虐待のとらえ方、気づき、早期発見早期対応～</li> <li>○高齢者虐待対応における居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの連携 ～受付、事実確認と対応計画について～</li> </ul>
困難事例対応研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支援困難事例と向き合う ～アサーションを通して自分を支えるコミュニケーション力を高めよう～</li> </ul>

### (3) NPO等介護保険事業者資金貸付

介護保険事業への参入を促進するため、この事業を行う区内のNPO法人等に対し、無利子で貸付を行います。平成22年度以降、貸付の実績がなかったところ、令和3年度に1事業所に対し貸付を行いました。令和14年度まで償還がありますが、今後は申請が見込まれないため、令和3年度末をもって廃止しました。

### (4) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業

介護保険サービス事業所に勤務する介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、対象業者へ非常勤職員健康診断費等を助成します。

### 【助成事業所数及び助成額の状況】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成事業所数	18	27	21	22	24
金 額(円)	548,546	727,630	642,948	679,226	745,837

## (5) 就職面接会・相談会

介護職員の確保支援を目的とし、ハローワーク、産業振興センター等と共同、東京都福祉人材センターの協力により、区内福祉施設・事業所が参加する就職面接会・相談会を実施しています。※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により一堂に会した就職相談会・面接会は実施できませんでした。

### 【福祉の仕事 面接会・相談会の実施状況】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加事業所（障害分野含む）			20	22	22
求 人 数（人）			117	162	159
参 加 人 数（人）			28	38	38
延べ面接人数(人)			61	47	76
採 用 人 数（人）			7	5	8

## (6) 介護職員初任者研修受講料助成事業

平成29年度から、不足する介護職員を確保するため、介護職員初任者研修の受講料の一部を助成しています。令和2年度より生活援助研修及び介護職員実務者研修を助成の対象としました。令和3年度の制度改正により介護職員に認知症に関する研修受講が義務付けられた影響により、助成件数が大幅に増加しています。

### 【助成件数及び助成額の状況】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	28	90	105	100	91
金 額(円)	1,624,000	6,342,000	7,357,000	6,958,000	6,245,000

## 12 地域密着型サービス事業者の指定

平成 18 年度から地域密着型サービスが創設され、区が指定しています。区内に 159 事業所あり、原則として杉並区民のみが利用できます。

### 【地域密着型サービス事業者の区内事業所の指定状況】

(単位：所)

サービスの種類	件数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	7	8	11	10	10
	指定	2	1	3	0	1
	廃止	1	0	0	1	1
夜間対応型訪問介護	事業所数	3	3	3	3	3
	指定	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	事業所数	92	92	90	86	83
	指定	7	4	4	5	6
	廃止	6	5	6	11	8
認知症対応型通所介護	事業所数	17	15	14	14	12
	指定	0	0	0	0	0
	廃止	1	3	0	0	2
小規模多機能型居宅介護	事業所数	9	8	9	9	9
	指定	0	0	1	0	0
	廃止	1	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	事業所数	36	36	36	37	38
	指定	0	0	0	1	2
	廃止	0	0	0	0	1
地域密着型特定施設入居者 生活介護	事業所数	0	0	0	0	0
	指定	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	事業所数	1	1	1	1	1
	指定	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	事業所数	3	4	3	3	3
	指定	0	1	0	0	0
	廃止	0	1	0	0	0
合 計	事業所数	168	167	167	163	159
	指定	9	6	8	6	9
	廃止	9	9	6	12	12

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

※ 事業所数には 3 月末日付け廃止事業所を含みます。

## 13 介護サービス事業者の指導

### (1) 運営指導の状況

介護保険サービスの質の向上に向けて、区内に事業所を持つ介護サービス事業者の運営指導を行います。

#### 【運営指導の状況】

(単位：所)

サービスの種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
居宅介護支援	19	17	13	15	24
介護予防支援	5	2	2	1	0
訪問介護	0	0	0	6	0
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
通所介護	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
短期入所生活介護（基準該当含む）	0	0	2	0	0
短期入所療養生活介護	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	0	0	0	0	0
特定福祉用具販売	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	0	0	2	0	0
介護老人保健施設	0	0	0	2	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	3	3	3
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	0	1	25	20
認知症対応型通所介護	0	0	0	1	7
小規模多機能型居宅介護	0	0	2	2	0
認知症対応型共同生活介護	0	12	0	5	0
地域密着型介護老人福祉施設入居者介護	0	0	1	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	3
合 計	24	31	26	60	59

### (2) 集団指導

制度改正や基準解釈に疑義が多い事項、運営指導で指摘が多い事項等について、効率的に普及啓発を図るため、年に1回行っています。

時間を限定せず繰り返し閲覧できるよう、ホームページへの資料の掲載及びオンライン視聴形式（YouTube 動画配信）で実施しています。

## 14 広報普及活動

介護保険の趣旨や利用方法について、区民に理解を深めてもらうため、冊子等の作成や、広報すぎなみ及び区ホームページを通じての広報活動を行っています。

### 【ちらし・パンフレット・冊子】

タイトル等	配布方法・配布場所
65歳到達者用パンフレット	65歳到達者へ郵送
介護保険利用者ガイドブック	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布
介護保険だより（点字版・テープ版あり）	保険料通知書に同封
給付制限案内用パンフレット	対象者へ郵送
生計が困難な方の介護保険料減額のご案内	対象者へ郵送
要支援の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
要介護の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
介護保険料の年金引き落とし額調整のお知らせ	対象者へ郵送
住宅改修の手引き	区窓口及び地域包括支援センター（ケア24）で配布

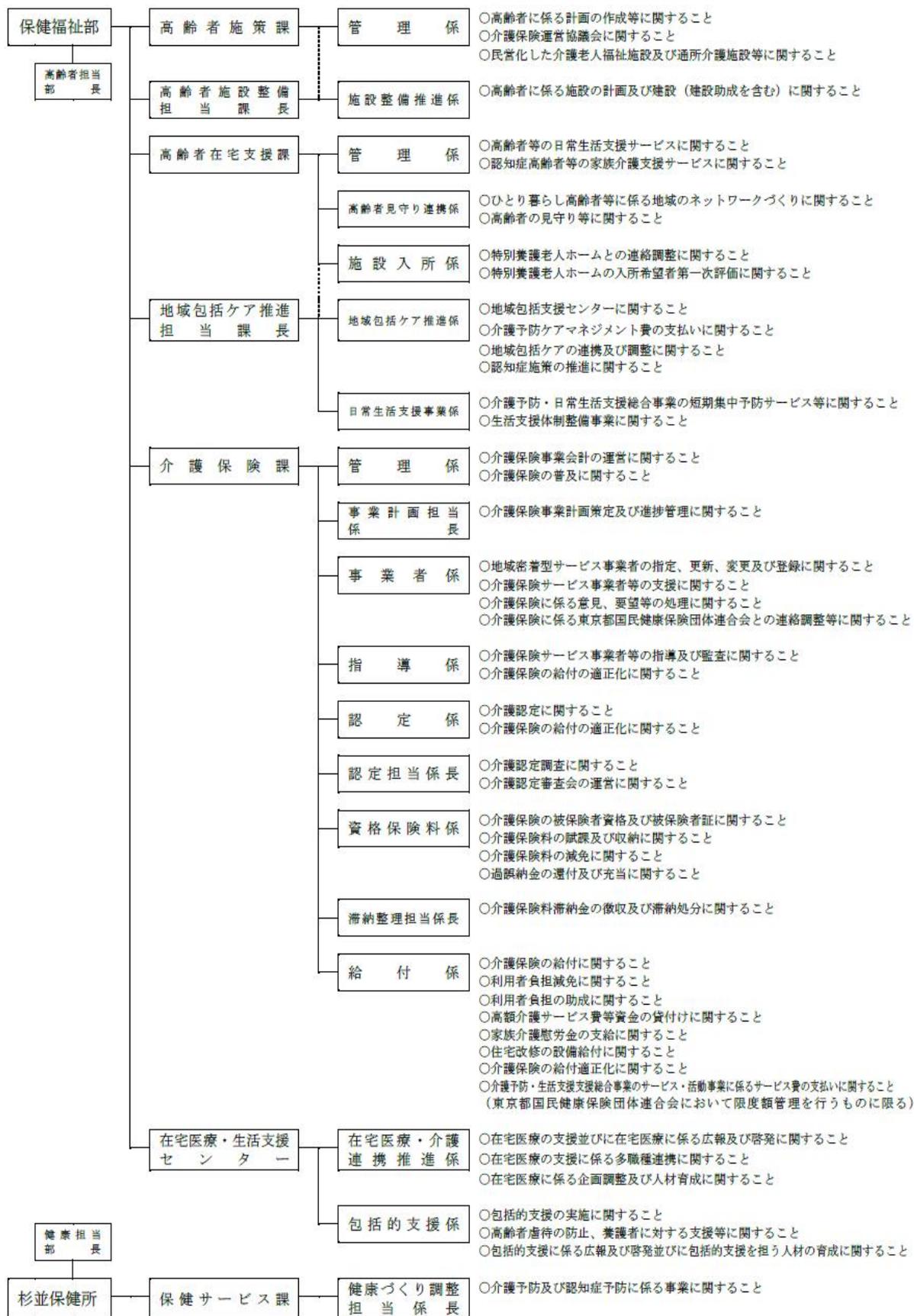
### 【杉並区役所公式ホームページ】

掲載内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護認定</li> <li>○介護保険制度とは</li> <li>○介護保険料について</li> <li>○介護保険の資格と被保険者証について</li> <li>○介護サービスの種類</li> <li>○区内介護保険サービス事業所を探す</li> <li>&lt;外部リンク&gt; すぎなみ福祉サーチ（在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場・障害福祉サービス事業者等情報検索システム）</li> <li>○区内介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所を探す</li> <li>○介護サービス利用料と軽減制度等について</li> <li>○介護保険事業者の方向け情報</li> <li>○障害者控除対象者認定</li> <li>○介護職員初任者研修等受講料助成</li> <li>○パンフレット等</li> </ul>

## 15 介護保険制度のあゆみ

<b>第1期（平成12(2000)～14(2002)年度）</b>	
平成12年 4月	介護保険法の施行
平成13年 10月	保険料本来額徴収を開始（保険料基準月額 2,940円）
平成14年 1月	生計困難者に対する利用者負担額軽減制度を実施
<b>第2期（平成15(2003)～17(2005)年度）</b>	
平成15年 4月	介護報酬改定（▲2.3%） 第1号被保険者の保険料基準月額を3,000円に改定
<b>第3期（平成18(2006)～20(2008)年度）</b>	
平成18年 4月	介護報酬改定（▲0.5%、平成17年10月改定分と合わせて▲2.4%） 地域包括支援センター（ケア24）開設 介護予防サービスの新設 地域密着型サービスの新設 第1号被保険者の保険料基準月額を4,200円に改定 地域支援事業の開始
<b>第4期（平成21(2009)～23(2011)年度）</b>	
平成21年 4月	介護報酬改定（+3.0%） 第1号被保険者の保険料基準月額を4,000円に改定 生計が困難な方の介護保険料減額制度開始 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成の開始 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始
<b>第5期（平成24(2012)～26(2014)年度）</b>	
平成24年 4月	地域包括ケアの推進 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設 介護報酬改定（+1.2%）
平成26年 4月	介護報酬改定（+0.63%）
<b>第6期（平成27(2015)～29(2017)年度）</b>	
平成27年 4月	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 介護報酬改定（▲2.27%） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を5,700円に改定
8月	一定以上所得者の利用者負担を1割から2割に引き上げ
平成28年 4月	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施 地域密着型通所介護の創設
平成29年 4月	介護報酬改定（+1.14%）
<b>第7期（平成30(2018)～令和2(2020)年度）</b>	
平成30年 4月	介護報酬改定（+0.54%） 共生型サービスの開始位置づけ 第1号被保険者の介護保険料基準月額を6,200円に改定
8月	現役並所得者の利用者負担を3割に引き上げ
令和元年 10月	介護報酬改定（+2.13%）
<b>第8期（令和3(2021)～5(2023)年度）</b>	
令和3年 4月	介護報酬改定（+0.70%）
令和4年 10月	介護報酬改定（介護職員等ベースアップ等支援加算）
☆令和2年度～ 令和5年度	コロナ禍における対応 ・保険料減免の特例措置 ・要介護認定・要支援認定の認定有効期間延長の特例措置
<b>第9期（令和6(2024)～8(2026)年度）</b>	
令和6年 4月	介護報酬改定（+1.59%） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を6,400円に改定

令和7年度杉並区保健福祉部組織（介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載）



すぎなみの介護保険（令和6年度実績）

令和7年度版

令和7年9月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL(03)3312-2111(代)

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

07-0032

